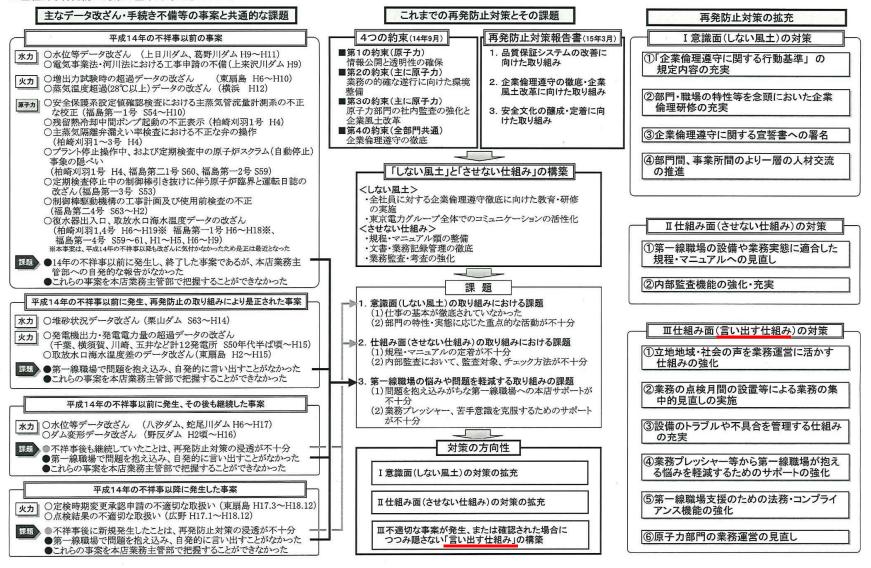
1. 全社的な再発防止対策の基本的考え方について

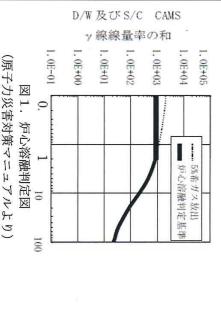


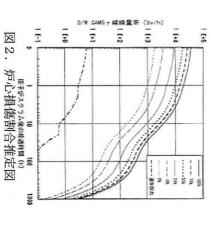
2017年12月7日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料 出典「当社発電設備に対するデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する全社的な再発防止対策(概要)」 (2007年4月6日 東京電力株式会社) より武田良介事務所が作成

問 6:福島第一原子力発電所の事故当時(平成 23 年 3 月)、 いる、原災法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象 融判定図)を知っていましたか。 原子力災害対策マニュアルに記載されて 「炉心溶融」の判定基準(図1. 炉心溶

質問の対象外ですので、 なお、アクシデントマネジメントの手引きに掲載されている炉心損傷割合推定図 (図2.) は、本 この炉心損傷割合推定図(図2.) だけを知っていた場合は、「②知らな

かった」を選択してください。





(アクシデントマネジメントの手引きより)

| | 0.7 | |
|-----------|------|--------|
| 選択肢 | 回答者数 | 回答割合 |
| ① 知っていた | 179 | 4.9% |
| ② 知らなかった | 3219 | 88.5% |
| ③ 覚えていない | 241 | 6.6% |
| | 3639 | 100.0% |
| " A L A H | | |

《分析結果》

- 全体では、 る事象としての「炉心溶融」の認知度である19.5%よりも低い認知度であった。 問 6「①知っていた」と回答した者は 179 名 (4.9%) であり、 原災法第15条に該当す
- 原災法第15条に該当する事象としての「炉心溶融」判定基準の認知度は、 福島第二 二、柏崎刈羽など各発電所の方が高かった。 (図 6-1.参照) 本店と比較して、 福島
- なお、 対策本部で主に活動していた班別の回答者数は表 6・1.のとおり。 問 6「①知っていた」 と回答した 179 名について 福島第一原子力発電所事故当時の緊急時

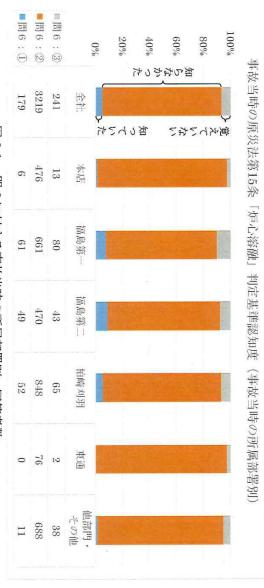


図 6・1. 間 6 に対する事故当時の所属部署別 回答者数

2017年12月7日 参議院環境 出典「アンケート調査 結界 より武田良介事務所が作成 参議院環境委員会 >調査 結果報告」 日本共産党 武田良介 提出資料 (東京電力HD·新潟県合同検証委員会 2017年3月24日)

をしていく考えでおります。

911 4 3 区 中 -かい Y 1 具 (1 FY 944 --d 7 が換気空 上げ 7 調設 7 35 論 5 , 7 居住性設備に 日間で56mSvと 7 5 5 944 VY of 居住性 14 0 19 達成す 海 蔽 2 嫩 N 熨 溪 = titr 空 調製 7 いた 龕

FY N 置か 対処 > 2-CA .40√° 排 VI g 構 4 7 X 成 N 1 4 911 7 (% B 7 2 Ng 8 Ш F 5 狱 FY 区 944 1 冷 降 V 瞅 7 > 14 4 VI 3 2 11 疝 が X 54 報 於 5 w が B 24 A 中 表示 d > 緊 14 94 举 4 4 (; No 2 熨 K 沙 同様 Ш 要な 41 龕 区 D 7 解に な設計 情報を 14 構 H · 引 築い 7 2 把握 Al 15 いた 1 Ct N d 7 0 94 闭 14 から イン 4 送装 N 熨 N 論 闁 3 後 5 3; d 1 11 かり、 それ 4 1 N 1 かい 11 孫 14 N 5 拿 Nt, SPDS表示装 0 は重大事 5 ~ 把握 944 H d 57 14 妆

4 関 原 2 43~ 敗 5 買 5 2 C+ 連 (絡 1 當 1 N 闽 割愛 4 連 かい 5 絡 J 7 認 所外の関係箇所へ 備に 944 7 4 が 5 944 4 ω 导 校翠 必要な連絡 11 54 2 5 同様な 1 14 熨 行 頭に 1111 VY 7 -2 4 5 NS SY H 平 7 J 存 8 4 d 0 2 34 設備 35 5 5 14 4 設け 所内 911 0

4 th 14 9 4 S 5 7 帮 7 強い 噩 C+ なかな of かい なな 2 ですが 設備関係 嶞 闡 or 山 8 H 回 11 14 d 歯の # Y 5

〇更田委員 はい。

コメント、ありますか。

三属なる。

〇川崎課長補佐 規制庁、川崎です。

号の近 ^ 5 95 9-中 0 4 2 選ん 最初に 村 かいない 前提条 ~ 5 SY 伞 11 をお伺い 7 7 2 d 7 4 竹 9 5 3 3 d 4 かい 911 of や 1 5 4 中 34 N Y 6

減 のは 9 網網 画 d 1> 49 山 14 17 声 3 N d 聚 5 ^ 茶 5 2 11 甲 SY No 4 4 X [1 944 911 熨 24 = 5 d 圖 3 9 9 3号 樹 7 X $\overline{}$ 5 911 14 U 水翠 4 売 3 2 5 2 ァ 24 7 VY 免 問題 5 N 震棟の説明の際に H SY SY 5 9 河 45 B が指摘 S 4 4 中画 d 14 24 ^ Ct. 強調 なて N 3: UY 5 24 4 東 しいた 4 七 巍 かけ 刪 Y 5 耀 2 扩 4 d 7 4 H 14 2 強い 1 911 d 9 3 張 \subset 将来的 944 24 of th N 九 H 被ば 5 FY 17 举 1 X 1 7 2 漿 P 5 H 宣 宛 SY

瓵 3 11 9 1 小 回 3 いだ 9 Ш-3 5 貧 4 莎 4 質問 於 19 No 0 2 がな 194 强 2 H 5 深 d N 5 打 5 5 2 N No 部 2 5 SY X 11 2 分 S W 匠 分 d ですが 光 4 5 が 11 れは 4 やは No 岭 7 14 5 3号 3 N 5 緊対に比 No X を得ない。 なの d 7. H 911 5号緊対が大分、 だ全 細かい話は、 然説明が J) 田 冥 5

SY T d 54 9 S 5 3; 向い 7 村 5 2 かか 25 出 平 11 9 資料の中 4 7 2

16

ですが 去年 d 1 大湊側に緊対を今後設置予定という 3 ^ Y 1 の資料の中で、 61-3-2~ パージで gr SY にされているんです やはりいまだに、 れなった 1 ,5 白抜

か。 点お伺い た資料があ d の手元に、 7 财 たいのは、 B 5 中。 て設置予定が示 54 去年の9月10日の第237回の審査会 11 9-れは、 S 2 されてい 1 11 の竣工予定時期について 4 前提で भ まずお伺い 11 0)白抜き でなる \subset の地図の中に書いて たいん G. 商業秘密 東京電力から示 ですが に関わ 11 N の中に、 7 んでしょ ていた B 0 だい 城上

〇東京電力 (川村) 東京電力の川村です。

S d 上 間 図 11 Nt. ては、 ことと 7 # VY せん。 我々 1 7 の計画です d 4 # 9 \exists 41 à 7 特にそれは商業機密、 一の観 江 À 白拔 14 17 \subset 34 944 N 7 いは たけ 75 44 P. 4 Of J 41 茲 H 7 4 の計 定

定等に こり 一旦三扇 47 側の高台緊対所に 貧 誤 ついては書いていない。 赋 :補佐 B 宗 \subset はい。 ていただいているんですが、 といては、 それ がは、 これは、東京電力とし 平成30年7月竣工予定 54 9-S 7 葉に出 今回の資料を読み通 立な てどのよう \sim \subset ていた んなり 17 艺 بار ما پار 14 \subset 、た限り、 今お地次 H 4 Ÿ が、 当時は なんでしょ その竣工予 11 0 쩷 11 対所 SY

〇東京電力(川村) はい。東京電力の川村です。

示了 〇川崎課長補佐 現時点では、 ていた だきたい 従前からのとおり設計を進め かかり と思いま ました。 それでは、 ており (1 の資料にもはっ 944 00 à 特に変更は 14 5 7 N 11 の竣工予定、 Dt. 5 # せん。 肥

〇東京電力(川村) 東京電力の川村です。

了解しました。

SY 11 5 d 確認なんです 4 S \subset いば 7 \subset 7 9-S G か。 1 4 FY S 14 946 7 Y 17 審査の条件 7 7 4 1 4 を明記 N 2

J 〇川崎課長 いう時期には が とりご 補佐 VY 1 d ~ NH. N 17 911 0 4 なら 必要はあ ないと S $\tilde{\wedge}$ 5 5 5 911 944 4 4 VY 11 7 200 こら 2 J> 4 確認… お話をいただいて 944 で説明 R AK 7 A いた 5 N のか、 # d St それが単純に ^ 944 d (1

〇東京電力(川村) はい、わかりました。

〇川崎課長補佐 聞いてみたと。

(三本) 11 れ自体が、 今後改め Y -霊 4 \subset Y N の段階で、 内容に

能となるよう法整備や制度設計を行う 滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、 [1 ۴ 地域の実情に応じた事前復興が可

4 原子力災害対策の推進について

たり、 11 向けた考え方 平成 28 等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。 政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、 年3月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実 ~福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える~」の実施にあ

(1) 原子力安全対策の充実

- 7 ジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、 事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、 重大事故は起こ 取り組む 意思決定な 8 9 [1 ۴
- に取り組むこ や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断 議論を行い、 委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い 新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上 Ÿ 原子力規制

行う 説明責任を果たすこ また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的

(2)原子力防災対策の推進

- 体制にしいて、 方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、 応じ防護対策を実施することから、 係自治体等の意見を適切に反映していくこ 防護対策等が、未だ不明確であり、 る緊急時活動レベルなど未策定の事項に も継続的に改定していくとともに、 原子力災害対策指針に 実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分を判断する基準であ これらに係る所要の財源措置を行う 法的な位置付けも含め早急に検討するこ かいては、 定期的な意見交換の機会を設ける等により関 対策の具体的実施方法を明らかにするとと 複合災害時における対策など住民の具体的な 最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後 ついて、速やかに指針を策定するこ行うこと。さらに、防災対策におけ と。また、UPZ外に 事業者等 ° との緊密な連携協力 おいても必要に あめ ° 4
- 護措置とされているが、国は、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示 原子力災害対策指針においては、 UPZ圏内外とも屋内退避が最も基本的な防

また、 必要な措置を講ずるこ 大規模地震との複合であっても、 ° この仕組みが最適であるのか研究を行

とあご れら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民を めとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努める

2017年12月7日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料出典「全国知事会 平成30年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」 (2017年7月28日)

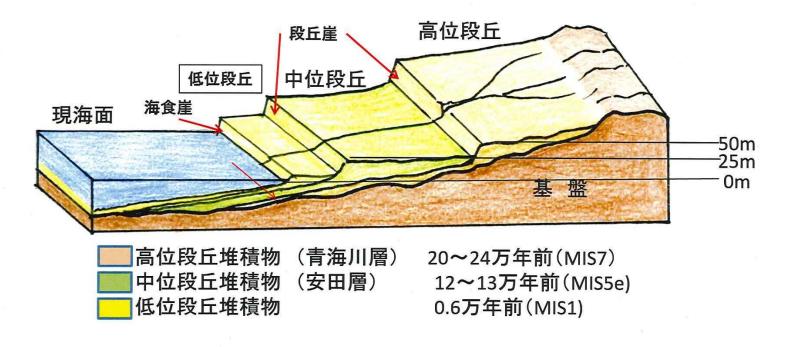
- 。 ہے را
- 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」 を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、関係自治体の意見を十分聴き、 具体的な検討を進め、 必要な対策を講じるこ ° 引き続
- 事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、 を進め、必要な対策を講じること。 び避難誘導等に従 , る法整備を図る 高線量下において地方自治体、関係機関、 法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え ۲۱ 事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連 と。また、民間事業者との協力体制の確立について、 民間事業者等が作業する 引き続き具体的な検討 ſI 7 要員及
- 線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。 住民等の避難が円滑に行える体制の整備、 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、 一時退避所、 病院、福祉施設等の放射
- 力 退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、避難に係るインフラの整備や に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、避難 実施すること。 とともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。 維持管理を行うなど、 併せて、 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的 国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に 都道府県域を超えるような広域的なUPZ圏内外の原子力防災訓練に 広域的な防災体制の整備について、 国が主体的に取り組む
- の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じるこ 系統や必要な資材の整備等について、 重大事故が起こった場合に備え、 自衛隊などの実動組織の支援内容、 「実動部隊の協力」を検討する国の分科会 指揮命令
- V 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の も含め、 確実に財源措置を行う 7

5 国民保護の推進について

重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行 的確に実施できるよう努めること。 規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、 関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから 重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶよう 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生 、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含 生活 な大

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、 ۴

北朝鮮に る核実験の実施、 ミサイル発射が相次ぐ中、 脅威が新たな段階



段丘は平坦な段丘面と急な段丘崖の組み合わせ。 海成段丘の段丘崖は、高海面期の波浪浸食によって浸食される海食崖の名残。 高位段丘は標高50~60m。中位段丘は20~30m。低位段丘は2~3m。 海成段丘では、当時の海の影響下で堆積した地層からなるので、そのトップの面はおおよそ、当時の0mを示す。その面が現在はそれぞれ50~60m、20~30mにあるので、堆積後、その地域はそれだけ隆起してきたことを示す。

> 2017年12月7日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料 出典「柏崎刈羽原発活断層問題研究会 記者会見用説明資料」(2017年5月29日)

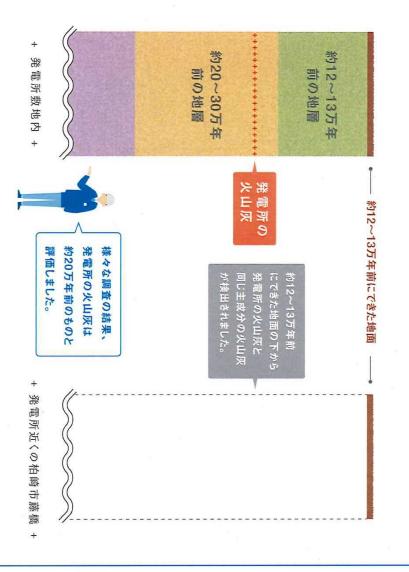


费 柏崎 道 医河 14 \$ たけ 原 4 1 **t** 発 東 肥 聚 所の 97 1 图》 U なの は活 .0 图断 U H 5 U





13万年前にできた地面の下から、発電所の火山灰と同じ主成分の火山灰が検出されたためです。 今回、柏崎刈羽原発活断層問題研究会のみなさまは、「発電所の火山灰は、約12~ 地層に堆積した火山灰を約20万年前のものと評価しました。一方、 地中深く穴を掘って行った地質調査の結果や最新の文献などから、発電所敷地内の その火山灰が含 地層には、火山の噴火で降り積もった火山灰も堆積しており、火山の噴火時期を調べることで、 13万年前の火山灰であり、敷地内の断層は活断層の可能性がある」という \mathbb{Z}^{\prime} 指 † 荷をされています。研究会のみなさまが、発電所近くの柏崎市藤橋で調査したところ、約12~ まれる地層の年代を特定 することができます。東京電力は、



東京電力では、 ではない)」と評価しています。そして、その評価は変わりません。 敷地 内の断層は約20万 これま でに地層の年代調査と断層の活動時期に関する分析を行っ 年前~ 思 在まで活動し ていない(活断層 ており、

2017年12月7日 出典「柏崎刈羽 12月7日 参議院環境委員会 日本共産 拍崎刈羽原子力発電所敷地内の断層に 日本共産党 [アンプ] 其田 同分 (東京電力ホー 提出資料 ルディングス株式会社)